

[事案 2024-382] 重度疾病保険金支払請求

・令和7年9月16日 裁定打切り

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、重度疾病保険金が支払われなかったことを不服として、重度疾病保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年11月に、被保険者が急性心筋梗塞で死亡したため、令和2年10月に契約した重度疾病保険にもとづき、重度疾病保険金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、重度疾病保険金を支払ってほしい。

- (1) 被保険者の死因は、「急性心筋梗塞」である。自分は、病院で医師が「心筋梗塞です」と言うのを聞いた。同院の患者記録には、傷病名として「急性心筋梗塞の疑い」との記載がある。被保険者には病歴がなく、発症時に胸を刺すような痛みを訴えていたこと、嘔吐の症状が見られたことから、死因は「急性心筋梗塞」である可能性が高い。
- (2) 死体検案書を作成した医師も、自分に対し、「既往症もなく、当日直前も健康体であったことから、十中八九、死因は心筋梗塞だと思う」と言った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 被保険者の死因が「急性心筋梗塞」であるとの認定に足りる事実は存在しない。
- (2) 死体検案書には、死因は心不全と記載されている。当社は、被保険者の搬送先の病院や検案医に対し、死因について事実確認をしたが、いずれにおいても「急性心筋梗塞」との診断事実はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 被保険者の死因を解明し、死因が本件約款の重度疾病保険金の支払事由である急性心筋梗塞に該当するかどうかを判断するためには、申立人が、病院からカルテ開示の一部として取得したものの、通常の機械では中身を見ることや複製を作成することが不可能であるため、その内容については資料提供ができていないと述べるCDの内容を明らかにし、他の死亡原因の有無を判断するため被保険者の過去の医療記録も入手し、医学上の専門的知識にもとづき、相手方の反対尋問権も保障した上で、医師の証人尋問を行い、かつ、それらにもとづいて死因について専門家による鑑定等を行うことが考えられる。
- (2) しかしながら、裁定審査会は、裁判所におけるような第三者の証人尋問や鑑定といった厳格な証拠調べ手続を有していないことから、本件について公正かつ適正な事実認定を行うことは著しく困難である。

